

ID: 151

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	利用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町改善センター等設置条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第123号		
<b>【根拠条文】</b>			
(利用許可の取消し等)			
第5条 町長は、改善センターの管理及び運営上特別の必要が生じたときは、利用許可を取り消すことができる。			
2 町長は、改善センターの利用を許可された者に、この条例又は規則等に違反する行為があると認めるときは、使用停止を命ずることができる。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 26 年 7 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日